

石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第7期)

第6回 策定委員会

日時： 平成30年2月21日(水) 午後1時30分～

場所： 石垣市民会館 中ホール

石垣市 福祉部 介護長寿課

21 パールプランいしがき： 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 (第7期：平成30～32年度) 策定委員会 委員名簿

| NO | 役割 | 氏名 | 所属・役職 |
|----|---------|--------|--|
| 1 | 各種団体の代表 | 上原 秀政 | 八重山地区医師会 会長 |
| 2 | 各種団体の代表 | 砂川 長紀 | 石垣市自治公民館連絡協議会 会長 |
| 3 | 各種団体の代表 | 大島 正嗣 | 石垣市老人クラブ連合会 会長 |
| 4 | 各種団体の代表 | 島尻 寛雄 | 石垣市民生委員児童委員連絡協議会会長(第2民児協会長) |
| 5 | 各種団体の代表 | 栽 里秋 | 石垣市民生委員児童委員協議会(第3民児協会長) |
| 6 | 各種団体の代表 | 石田 浩子 | 沖縄県看護協会八重山地区 会長 (女性団体ネットワーク) |
| 7 | 福祉関係者 | 国吉 秀樹 | 沖縄県 八重山保健所 所長 |
| 8 | 福祉関係者 | 上地 啓一 | 石垣市社会福祉協議会 事務局長 |
| 9 | 福祉関係者 | 南風原 信宏 | 老健施設代表(聖紫花の杜 事務長) |
| 10 | 福祉関係者 | 慶田盛 誠 | 老福施設代表(八重山厚生園園長) |
| 11 | 福祉関係者 | 豊川 善克 | 八重山広域市町村圏事務組合介護認定審査会代表 |
| 12 | 福祉関係者 | 後藤 美奈 | 沖縄県介護支援専門員協会八重山支部 推薦 |
| 13 | 福祉関係者 | 仲松 芳子 | 障がい者支援団体代表 |
| 14 | 被保険者 | 高橋 永子 | 第1号被保険者代表 (石垣市民生委員児童委員連絡協議会(第1民児協委員)) |
| 15 | 被保険者 | 山下 努 | 第2号被保険者代表 (社会福祉法人 綾羽福祉会 理事長) |
| 16 | 学識経験者 | 當山 房子 | グループホーム代表 |
| 17 | 学識経験者 | 森永 用朗 | 学識経験者(石垣人権擁護委員協議会委員) |
| 18 | 市職員 | 宮良 亜子 | 石垣市 福祉部長 |
| 19 | 市職員 | 前底 正之 | 石垣市 市民保健部長 |

石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）

— 第6回 策定委員会 —

日時： 平成30年2月21日（水） 13:30 ～ 15:30

会場： 石垣市民会館中ホール

進行： 福祉部 介護長寿課長

（会次第）

1 開会

2 議題

(1) 第7期 介護保険料等の設定について（資料1）

(2) 「石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」（素案）について
（資料2）

3 その他

① 資料1 「第7期 介護保険料等の設定について」

② 資料1参考資料「第7期 介護保険事業計画に向けたワークシート（総括表）」

③□資料2 「石垣市高齢者福祉 計画・介護保険事業計画（第7期）

2.1 パールプランいしがき（第7期）」（素案）について

※ 引き続き、同会場に下記の時間に市長への答申を行いますので、ご着席のまま
で今しばらくお待ち下さい。

＜石垣市長への答申＞

日時： 平成30年2月21日（水）午後3時30分 （15分）

場所： 石垣市民会館中ホール

内容： 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱
第2条の規定により、平成29年7月6日付け石福介第340号で
諮問のあった事項について市長へ策定委員会森永用朗会長より
答申します。

＜答申事項＞

2.1 パールプランいしがき

「石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」策定に係る素案

第5回 策定委員会 議事録

< 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）第5回策定委員会議事録 >

日時：平成30年1月19日（金）10：00～12：00

場所：石垣市役所2階（第1・2会議室）

出席者：【会長】森永用朗【副会長】宮良亜子

【委員】上原秀政 砂川長紀 大島正嗣 裁里秋 石田浩子 慶田盛誠 豊川善克
仲松芳子 當山房子 山下努 前底正之

欠席者：【委員】島尻寛雄 国吉秀樹 上地啓一 南風原信宏 後藤美奈 高橋永子

議題（1）

第7期 介護保険事業計画における介護サービス見込量の検討 【資料1】

<資料1 事務局説明>

森永会長： 疑問点や意見等がありましたらお願い致します。

上原委員： 特養の入所待機者が93名で、県内で最も高くなっております。施設が足りないのか、その他の状況があるのかお隣の宮古島市の待機者は何名でしょうか。

事務局： 宮古島市の待機者は、在宅のみで要介護3が3名、要介護4が2名、要介護5が2名で計7名となっており、名護市30名、沖縄市29名、うるま市48名、宜野湾市40名、那覇市151名、浦添市52名となっております。宮古島市の在宅のみ以外を含めると61名となっております。ただ、平成28年10月末時点なので、石垣市は50床の見込みが含まれていない可能性があります。それを踏まえても93名と230名は県内で最も高い数値となっております。

上原委員： やはり宮古島市との差が歴然なので、石垣市には何が足りないかを把握する必要があると思います。今日は介護保険料の問題ですが、本当に住民がその恩恵にあずかっているのかという事も考えなければならないと思います。

慶田盛委員： 調査段階で今後の事業を考えた場合、平成28年度は人材不足になっていたもので、人材確保が大きな課題だと思います。正職員の方がきつくなっている状況があり、新規事業をするときに見直して手を上げないところもありました。しかし介護施設は不足しているので、待機者をどうしようか検討しながらやっている状況です。県からも必要性が高い方を優先的に入れるように言われていますが、現場ではその見極めが難しいです。施設の必要性は感じますが、仕事の魅力の発信や行政の力も貸して頂きながら運営面の人材確保も含めないと、事業全体が運営できないと思います。

事務局： 人材確保について、県の過去事業の紹介をしたいと思います。沖縄県委託事業の介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業について、石垣市でも事務調整整備を進めているところでございます。また、離島で介護事業所を運営している法人向けの島しょ地域介護人材確保対策事業についても、12月に県の要綱が全て整ったので、事業所にもご照会があると思います。人材確保についての沖縄県の大きな柱は、沖縄県が広域的な観点で進めていくとありますが、市独自の予算措置の調整を要請しており、市独自でやりたい企画があれば出して頂いて検討するという事です。例えば、資格を所得するための本島への渡航費や宿泊費の助成等、現場の皆さんからの要望の取りまとめは平成30年以降も図りたいと思います。意見交換会の場を設けたり、生の声を吸い上げるような施策は展開していきたいと考えております。

當山委員： 特養の待機者数について、これは県の資料ということで、実際に石垣市で取られたものと精査をする必要があると思います。以前にもたくさんの待機者がいて、実数の調査をすると数分の1に減っていたという事実もありました。実際にどれくらいの待機者がいるのか、この数字だけで判断するのはどうかと懸念しております。また、施設整備の懸念事項について、3ページの②小規模多機能型居宅介護は現在定員を満たしきれていない状況が見受けられるため既存施設の利用促進が課題となっているとあり、その通りだと思います。将来的に沖縄県の医療のベッド数も減り、入院期間も短縮されるので、在宅医療を推進していくという意味では、看護小規模多機能型居宅介護は理屈的に必要だと思います。しかし、現在小規模多機能の利用率が低いこともあり、既存のサービスに新規に入れるのではなく、既存のサービスに看護小規模という機能を併設するお考えはないのかをお伺いしたいと思います。

事務局： 特養の数値については、8月に実施した居宅介護支援事業所のケアマネージャーの設問の中に、要介護3以上の方で特養の入所が必要と思われる方という設問を入れまして、108名という数値が出ております。県の福祉施設班とも調査の手法等について細かく聞き取りをして、市職員が施設に出向いて直近の数値を確認する必要もあるのではないかと思います。できていない状況です。小規模多機能の利用が進んでいない中での看護小規模多機能の新たな施設については、県のヒアリングでも小規模多機能の施設を看護小規模多機能に移行するのはどうかというアドバイスもありましたので、参考にさせて頂きたいと思います。

當山委員： その辺りを検討しないと、だいぶ予算に影響してくると思うのですがいかがでしょうか。

事務局： 小規模多機能から看護小規模多機能に移行することについて、人員基準が大きく変わるサービスなので、基準を満たしていれば既存の3事業所から看護小規模多機能に移行することは可能だと考えております。

當山委員： 今、介護保険料を決めるにあたって、新たな看護小規模多機能をつくらないということになると、看護小規模多機能から小規模多機能の金額を引いた差額だけが反映されることとなりますよね。そうすると保険料が変わってくると思うので、その辺りはどうなのでしょう。

事務局： サービスをどのように見込んでいくのが重要かと認識しており、小規模多機能に移行して看護小規模多機能にすることで、これを進めていくと保険料が下がる算定はできると思います。

當山委員： はい、わかりました。ありがとうございます。

森永会長： 第7期保険料の基準額案が3つ出ておりますが、この案について、疑問点や質問がありましたらお願い致します。

上原委員： この3案の中から1つを選ぶということでしょうか。

事務局： 地域課題としては、1案の4つのサービスが必要とっております。そこに意見を反映しながら絞っていきたいと思います。

上原委員： 2案は短期入所生活介護を除いたパターンで、3案は看護小規模多機能型居宅介護を除いたパターンですが、これはそのようなサービスがきちんとできるのでしょうか。除いたパターンといっても予測がつかないので、こちらで決められるものなのでしょうか。

事務局： 地域密着型も県指定も第7期計画に方向性を示しておきたいと思っております。第8、9期を見据えると、4つのサービスはどうしても必要だと実態調査から浮き彫りになっていきますので、この4つのサービスは見込んでいきたいと思っております。計画に載せて手が上がるかという話は、第6期期間中に認知症対応型共同生活介護が1つ増床しており、老人福祉施設についても第5期に法人の申し込みがかなりあり、それを踏まえると法人の提供能力は高まったと感じているので、計画に反映できればと思っております。

上原委員： 石垣市としては短期入所生活介護や看護小規模多機能型居宅介護は見込めるというお考えですね。それを見込むのであれば1案がいいのではないかという方向でしょうか。

事務局： はい、そうです。

上原委員： 仮に3案が安いからといって、小規模多機能型居宅介護を見込まないと、手を挙げた事業所が出てきた場合に困るということでしょうか。

事務局： そうですね。3年後になります。

上原委員： わかりました。

豊川委員： 施設入所待機者93名ということですが、これはあくまでも在宅でいる方の数です。デイサービスや小規模多機能型居宅介護を利用して施設入所者を申し込んだ数を合わせると約2~300名の方がいるのが実情だと思います。待機者は短期入所生活介護を利用して負担軽減を図っているのかと思います。また、平成30年から介護報酬改定が行われ、実際の金額が今月末に出るかと思っています。現在石垣市には通所介護を行っている事業所は29か所ありますが、通所介護の金額が落ちるということを知っています。その中で、単独型で行っている事業所は非常に厳しい状況になると予測しています。結論としては、1案を推したいと思っております。

慶田盛委員： 長期入所希望や、別の施設に移りたいという状況があります。小規模多機能型居宅介護は現在看護の機能はついているのでしょうか。

事務局： ついていません。

慶田盛委員： 医療の病床削減で介護に流れてくることもあるので、その対応として看護小規模多機能も必要だと思います。

事務局： 看護小規模多機能型居宅介護については、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、第6期では、看護多機能を位置付けた保険者は十分ではないということになっております。

森永会長： 看護小規模多機能型居宅介護などがありましたが、深く理解した上で慎重に案を考えていく必要があると思います。先ほど1案の意見がありましたが、それではよろしいでしょうか。他に意見があればお願い致します。

大島委員： 準備基金について、教えて頂きたいと思います。

事務局： 介護保険料準備基金については、保険料を抑えるための基金でございます。第6期計画には基金の残高が3,000万円ほど見込まれると記載されておりますが、給付費が抑えられたために6,000万円近くの余剰金の見通しが立っております。これを3年間ごとに合わせると1億5,878万3,334円の基金が見込まれております。保険料の上昇を抑えるために、市でも条例が定められている制度でございます。

森永会長： 運営法人のアンケートによる意向調査について、決めるにあたっての要件等
をもう一度確認して頂けますでしょうか。

＜資料 1 (P2) 事務局説明＞

砂川委員： 施設を運営している方の専門的な意見を聞くと 1 案ではないかと思えます。
この保険料は資産に応じて変わるのでしょうか。

事務局： お手元の資料は第 6 期期間の保険料を示しており、本日はサービスを決めて
第 5 段階の月額保険料の基準額を決定します。それに所得段階に応じた負担率
で保険料を頂いております。

森永会長： これを取りまとめるにあたって、1 案の再確認のため説明をお願い致します。

事務局： 5 ページの地域密着型サービスについて、平成 30 年 4 月からハピネスさん
がグループホームを開所致します。それに合わせて平成 32 年に 9 床増を見込
み、46 人の開所を目指したいと思えます。平成 30 年末には公募をかけて事業
所の選定を行い、平成 31 年度から工事着工して進めていこうと考えておりま
す。県指定の施設サービスについては、介護老人福祉施設 50 床増となります。
こちらは、増床または新設で平成 30 年度中に公募しますので、法人の方に企
画提案を踏まえて設定してもらい、平成 31 年度には予算申請、工事着工、平
成 32 年度には開所を考えております。在宅サービスについては、短期入所生
活介護は県指定となり、事業所と県で事前協議を行い、平成 31 年度には工事
着工となると考えております。看護小規模多機能型居宅介護については、平成
30 年度末に公募をして事業所の選定を行いたいと思えます。地域密着型サー
ビスは市指定なので、市で公募、選定となります。

森永会長： 委員の皆さんの合意の上で、1～3 の案の中で 1 案に絞り込んだ方が良く
という意見がありましたが、それに了解してよろしいでしょうか。看護小規模多
機能型居宅介護について、もう一度確認をお願い致します。

事務局： 現在、小規模多機能型居宅介護は 3 か所で、1 か所は稼働率がまだ低いで
すが、伸びると見込み給付に盛り込んでいます。3 か所のうち 1 か所が看護小規
模多機能型居宅介護に移行することを見据えると、小規模多機能型居宅介護が
2 か所になり、稼働率が低い施設を支援して上げるという方策が考えられます。

當山委員： 見込みたいことは理解できますが、第7期計画に見込むと整備をしなければならぬので、現在ある小規模多機能型居宅介護の稼働率がさらに悪くなり、既存のサービスがつぶれてしまう可能性も含んでいることも考えて頂きたいと思ひます。、看護小規模多機能型居宅介護の見込みは必要ですが、29床の新規を見込むことで既存の小規模多機能型居宅介護の稼働率がさらに低くなることも起こりうるということです。第7期計画に盛り込むと実施しなければならぬになるので、そこが私としては懸念事項です。

森永会長： 懸念事項として看護小規模多機能型居宅介護について意見はありますか。

事務局： 整備をするという計画の見込みで、1案と3案の差額は60円となっております。在宅医療・介護の連携推進を含めて、行政としては施策の反映というかたちで看護小規模多機能型居宅介護を盛り込みたい意向でございます。當山委員の意見を受けながら、まずは計画の中に反映していきたいと思っております。

宮良副会長： 既存の小規模多機能型居宅介護を看護小規模多機能型居宅介護に移行するというかたちで計画に載せることはできないのでしょうか。

事務局： 事務局としては、看護小規模多機能型居宅介護を整備する方向性は示しておきたいと思ひます。小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護に移行することは事業所との話し合いが必要となってきますので、柱としては看護小規模多機能型居宅介護を整備し、中身については、移行や新設を問わず計画を進めていきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

森永会長： 今の件で、保険料基準額の変動はあるのでしょうか。

事務局： 若干変更があると思ひます。

事務局： 3月の上程までには、見える化システムに反映して数値が出てくると思ひます。小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への移行については、会議終了後に事業所に詰めたいと思ひます。

森永会長： 基準額については、これでよろしいでしょうか。

森永会長： 看護小規模多機能型居宅介護の件を踏まえると、基準額の変動が若干あるかと思ひますが、それを考慮した上での案1でよろしいでしょうか。保険料基準額は皆さんの合意の上で案1に決定致します。

議題 (2) 「

21 パールプランいしがき (第 7 期)」の素案について 【資料 2】

＜資料 2 (P7～P49) 事務局説明＞

森永会長： 疑問点や質問がありましたらお願い致します。

砂川委員： 40 ページの生き生きと生き活きはどちらが正しいのか、統一するべきではないかと思えます。

事務局： 第 5 期、第 6 期計画の際に事務所内でも議論があったので、意見を踏まえて整理をしていきますが、活にした方がいいかと思っております。

慶田盛委員： 29 ページの高齢者住居環境の充実について、八重山厚生園は八重山圏域に養護老人ホームを 31 床もっておりますが、ほぼ満床の 30 床に近い状況が続いております。介護度も高くなって高齢化していますが、施設に移せない、入れないという状況があるので、養護老人ホームでみています。施設で預かり、環境が良くなれば自宅復帰するのですが、措置費は 1 人あたり 5 万 2,000 円で運営しなければなりません。50 床になると 11 万 9,000 円で倍以上の措置費で運営でき、名護市の事例では、定数に満たずに 20 名を割り込んだ時に 19 万円あまりの措置費が委託費として出されています。相談員の体制で少し差はありますが、こちらは 5 万円でやらなければならないので、年間 2,400～2,500 万円の赤字運営をしております。石垣市に相談はしておりますが、なかなか措置費が上がらない状況です。県との相談や、国との意見交換をしながらこのような施設運営はできないと。6 名で勤務体制を組まないで世話ができない状況で、この赤字を措置費で賄っているということや、セーフティーサービスを担っている施設運営の実態を皆さんに理解して頂きたいと思えます。

事務局： 現在、沖縄県の養護老人ホーム検討委員会が開催中で、県も第 7 期計画に介護保険外の養護老人ホームの取り扱いについて、定数の見直し等も含め検討があるようです。また、措置費については、八重山圏域 3 市町で入所定員が定められている老人福祉施設ですので、これも含めて調整があれば、お示ししていきたいと思えます。ありがとうございます。

次回の日程については、会場や各委員の日程の空き具合をみなしながらご案内したいと思います。

森永会長： 第 5 回策定委員会を終了したいと思います。

石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）策定委員会スケジュール

（平成 29 年～平成 30 年）

会場：（石垣市役所 2 階 第 1・2 会議室等）

| No. | 回数 | 期日 | 議題等 |
|-----|-------|------------------------|--|
| 1 | 第 1 回 | 7 月 6 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱・委員会会長等選出・市長より策定委員会へ諮問 ・ 第 7 期介護保険事業計画の策定のポイント ・ 石垣市の高齢者を取りまく現状 ・ 地域包括ケア「見える化」システムの概要 |
| 2 | 第 2 回 | 10 月 6 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護実態調査（単純推計・クロス推計版）結果の活用について ・ 居宅介護事業者等アンケートについて ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ・ 地域包括ケア「見える化」システム将来推計について |
| 3 | 第 3 回 | 11 月 9 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ ー 地域包括ケア「見える化」システム ー 「介護サービス見込み量」算出に係る基本的 な考え方について（算出根拠）」 ・ 「介護サービス運営法人アンケート」集計結果について |
| 4 | 第 4 回 | 12 月 19 日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 期介護サービス見込み量の推計と保険料の試算 ・ 高齢者福祉計画の骨子の整理、施策の見直し |
| 5 | 第 5 回 | H30 1 月 19 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 期介護保険事業計画における介護保険料の算定について ・ 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について |
| 6 | 第 6 回 | H30 2 月 21 日 (水) | <p><会場：市民会館中ホール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 期介護保険事業計画における介護保険料の算定について ・ 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）の素案について ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）素案を市長へ答申 |
| 7 | | H30/2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 期素案のパブリックコメント開始（2/26～3/16） |
| 8 | | H30/3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「21 パールプラン」調製・製本 ・ 3/28（水）庁議付議予定 |
| 9 | | H30 4 月 1 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業計画（スタート） |

石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 7 月 1 日告示第 77 号
改正 平成 23 年 4 月 22 日告示第 68 号
(題名改称)

平成 26 年 6 月 4 日告示第 115-1 号
平成 29 年 6 月 1 日告示第 101-2 号

(設置)

第 1 条 市は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項の規定に基づき、三年を一期とする市高齢者福祉計画及び市介護保険事業計画(以下これらを「介護保険事業計画」という。)を定めなければならないが、その策定過程において、各種団体の代表及び福祉関係者等の意見を反映させるため、石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(平成 29 告示 101-2・全部改正)

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次の事項を所掌するとともに、当該計画期間中の計画の進捗について協議する。

- (1) 高齢者の福祉ニーズに関する社会的環境の状況把握と将来予測に関すること。
 - (2) 介護給付等対象ニーズの把握と及び目標量の設定に関すること。
 - (3) 在宅福祉サービスの提供体制の整備と実施方法に関すること。
 - (4) 福祉サービス供給体制の在り方に関すること。
 - (5) 区域(日常生活圏域)の設定に関すること。
 - (6) 負担と給付の均衡を考慮した介護保険料設定に関すること。
 - (7) 各年度における地域支援事業の量の見込みに関すること。
 - (8) その他高齢者の福祉に関すること。
- 2 前項各号に掲げる計画の見直しに関すること。

(平成 23 告示 68・平成 29 告示 101-2・一部改正)

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者
- (5) 市職員

(平成 29 告示 101-2・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 委嘱を受けた委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成 29 告示 101-2・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 石垣市高齢者保健福祉計画の見直し策定委員会設置要綱（平成14年石垣市告示第115号）は、廃止する。

附 則（平成23年告示第68号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第115-1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第101-2号）